

東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区における許可基準（案）

ア 自家用広告物

(ア) 広告板等

a 建築物と一体となった広告物

広告物の種類	規格等
屋上広告物	1 階の屋上に設置するものに限る。
壁面広告物	1 表示面積は、表示される 1 階および 2 階の壁面の総面積の 4 分の 1 以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。 3 3 階以上の壁面は、建物名称および建物管理に必要な表示に限る。
突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から 1.5 メートル以下であること。 2 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 3 道路境界線を越えないこと。 4 3 階以上の壁面には設置しないこと。

備考

- 1 表示面の下地の色は、0.1YR から 10Y までの色相を使用する場合は彩度 6 を超えず、かつ明度 9 未満とし、0.1GY から 10R までの色相を使用する場合は彩度 6 を超えず、かつ明度 9 未満とする。ただし、漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りではない。

- 2 表示面の下地以外に置いて、以下に示す高彩度色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1を超えることはできない。ただし、漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りではない。

規制対象(色相)	彩度
R系	6超
R系以外	6超

- 3 支柱、枠、板面の裏等の色彩は、建築物の色彩と同系色とする等、景観と調和する色彩とすること。
- 4 動画を表示するもの、点滅や回転（警告用は除く。）するものは設置しないこと。

b 野立広告物

広告物の種類	規格等
野立広告物	地上からの高さは6メートル以下であり、かつ、幅は4.5メートル以下であること。

備考

- 1 表示面の下地の色は、0.1YRから10Yまでの色相を使用する場合は彩度6を超えず、かつ明度9未満とし、0.1GYから10Rまでの色相を使用する場合は彩度6を超えず、かつ明度9未満とする。ただし、漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りではない。
- 2 表示面の下地以外に置いて、以下に示す高彩度色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1を超えることはできない。ただし、漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りではない。

規制対象(色相)	彩度
R系	6超
R系以外	6超

3 支柱、枠、板面の裏等の色彩は、建築物の色彩と同系色とする等、景観と調和する色彩とすること。

4 動画を表示するもの、点滅や回転（警告用は除く。）するものは設置しないこと。

(イ) その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、はり紙、はり札、アーチ広告物、広告幕、アドバルーンおよびぼんぼり	1 一般基準を適用する。 2 周囲と調和した色彩とすること。

イ 自家用以外の広告物

(ア) 広告板等

広告物の種類		規格等
建築物と一体となった広告物	道標、案内図板の類	1 一方向から見た表示面積の合計は、3平方メートル以下であること。 2 同一の表示者が表示し、または設置する広告物にあつては、広告物間の距離は500メートル以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
	道標、案内図板の類以外	設置を許可しない。
野立広告物	道標、案内図板の類	1 一方向から見た表示面積の合計は、3平方メートル以下であること。

		<p>2 地上から広告物の上端までの高さは、4.5メートル以下であること。</p> <p>3 同一の表示者が表示し、または設置する広告物にあつては、広告物相互間の距離は500メートル以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p>
	道標、案内図板の類以外	設置を許可しない。

備考

- 表示面の下地の色は、0.1YR から 10Y までの色相を使用する場合は彩度 6 を超えず、かつ明度 9 未満とし、0.1GY から 10R までの色相を使用する場合は彩度 6 を超えず、かつ明度 9 未満とする。ただし、漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りではない。
- 表示面の下地以外に置いて、以下に示す高彩度色を使用する場合は、広告物の面積全体の 2 分の 1 を超えることはできない。ただし、漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りではない。

規制対象(色相)	彩度
R 系	6 超
R 系以外	6 超

- 支柱、枠、板面の裏等の色彩は、建築物の色彩と同系色とする等、景観と調和する色彩とすること。
- 動画を表示するもの、点滅や回転（警告用は除く。）するものは設置しないこと。
- 草津一丁目、同二丁目、同三丁目に所在地のある事業所等への道標、案内図板の類に限る。

(イ) 電柱の類を利用する広告物

広告物の種類	規格等
巻付け広告物	下端の高さは地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。
袖付け広告物	1 下端の高さは歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さは1.5メートル以下、突出し幅は0.9メートル以下であり、表示面積は1.2平方メートル以下であること。 2 原則として車道側に向けて設置しないこと。

備考

1 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。

2 草津一丁目、同二丁目、同三丁目に所在地のある事業所等の表示に限る。

(ウ) その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、はり紙、はり札、アーチ広告物、広告幕、アドバルーンおよびぼんぼり	設置を許可しない。